

## 第54期令和6年度高知県最低賃金専門部会(第3回)議事要旨

- 1 開催日時 令和6年8月6日 午前9時35分から午前11時44分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名
- 4 議題・議事要旨

### (1) 高知県最低賃金の改正審議

事務局から、資料説明と全国の状況について説明。

高知県最低賃金の引上げ額について、労働者代表委員からは、主に3要素について検討した結果、現在のところ金額に変わりはない。

1つは、生計費が全国平均より0.25高いが、賃金はパート求人の平均で9%ほど低い。高卒初任給で見ても4%ほど賃金水準が低い。物価上昇が3%を超える状況なので、最賃近傍の労働者の生活は相当厳しい。やはりあるべき水準を目指すべきである。

もう1つは、賃金の支払能力について、マクロで見て、決して支払能力がないというようには我々は認識していない。

我々としては、金額はそのままということにしたい。付け加えると、オールジャパンの賃金の中位の60%ということは、当然生計費、賃金水準、支払能力が含まれているものと理解している。使用者側がいう4表と同じような考え方に立てる数字と思っている、との主張がなされた。

一方、使用者代表委員からは、意見陳述と事業場視察に対する感想、及び、各種資料や指標からみた3要素に係る状況を説明した上で、

3要素から見ると、賃金は全体的に上昇傾向にある、生計費は消費者物価指数の上昇率が鈍ってきており、企業の支払能力は昨年と大きな変化はないと見ている。

これから考えると、今年の賃上げ状況は昨年の賃上げ率が生計費4.3%を最大限考慮した5.16%であることを考慮すると、高知市の2.6%もしくはCランクの3.5%と比較すると0.8ポイント程度評価が下がる。しかしながら、賃上げが昨年は0.8ポイントから0.98ポイント上昇していることと相殺して、昨年度と同程度の5.2%程度の賃上げで、47円程度が妥当ではないかと数値的には見ている。その上で、Cランク内の四国4県との地域間格差の是正に配慮した場合や、これまで目安額より下の額で最低賃金が決まったことがないという状況から見て、目安額の50円以下とするのは好ましくないと考え、本来は47円を主張したいところだが、目安額の50円でやむを得ないと考える、との主張がなされた。

審議の中で、使用者代表委員から、年収の壁の問題や価格転嫁の難しさ、倒産件数と休廃業の件数の増加等も踏まえた審議をしていただきたいとの意見があり、加えて業務改善助成金の要件についても意見が出された。

重ねて金額審議を行った結果、労働者代表委員からは、

現時点では、前回の主張は変えず、あるべき水準の金額のままとする、

との主張がなされ、使用者代表委員からは、

各種データ等の根拠から5.2%程度の上昇率を認め、47円くらいと考えるが、目安が50円なのでそこは考慮する、

との主張がなされた。

公益代表委員から、次回の審議に際し、労使双方の歩み寄りと、事務局に対して政府の言う1,500円の根拠資料の提出が指示され、次回第4回専門部会は、令和6年8月8日午前9時30分から開催することとされた。